

内閣府宇宙開発戦略推進事務局への一元化と宇宙基本計画（本文）の閣議決定について

平成 28 年 3 月
内閣府宇宙戦略室

<ポイント>

- ① 内閣官房・内閣府スリム化法の施行により、内閣官房宇宙開発戦略本部事務局及び内閣府宇宙戦略室は、平成 28 年 4 月 1 日に内閣府宇宙開発戦略推進事務局に一元化する。
- ② 宇宙基本法が改正され、従来は宇宙開発戦略本部で決定することとなっていた宇宙基本計画の本文について、閣議決定を行うこととなる。

1. 内閣官房・内閣府スリム化法の要点

「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」（通称、内閣官房・内閣府スリム化法）が平成 28 年 4 月 1 日に施行。宇宙に関連するのは以下 2 点。

- ① 内閣府設置法の改正：内閣官房宇宙開発戦略本部事務局及び内閣府宇宙戦略室は、「内閣府宇宙開発戦略推進事務局」に一元化
- ② 宇宙基本法の改正：宇宙開発戦略本部は宇宙基本計画の案を作成、また、内閣総理大臣は宇宙開発戦略本部の作成した宇宙基本計画の案について閣議の決定を求める。

宇宙基本法（平成 20 年法律第 43 号）（平成 28 年 4 月 1 日施行）
第 24 条

4 内閣総理大臣は、宇宙開発戦略本部の作成した宇宙基本計画の案について、閣議の決定を求めるものとする。

2. 今後の対応

- ・ このため、4 月 1 日に（または 4 月 1 日以降速やかに）宇宙開発戦略本部を開催して宇宙基本計画の本文（案）を本部決定としたうえで、宇宙基本計画の本文を閣議決定する。
- ・ 閣議決定に当たっては、宇宙基本計画の本文については、内容は修正せず、技術的修正のみ加えることとする。

宇宙基本計画（本文）修正案

（修正前）

新たな宇宙基本計画を「本文」と「工程表」の二部構成とし、「工程表」については、毎年、政策項目ごとの進捗状況を宇宙政策委員会において検証し、宇宙開発戦略本部において改訂する。

（修正後）

本宇宙基本計画に基づく「工程表」を策定することとし、毎年、政策項目ごとの進捗状況を宇宙政策委員会において検証し、宇宙開発戦略本部において改訂する。

現 行

平成28年4月以降

内閣

宇宙開発戦略本部

内閣補助事務

内閣官房 宇宙開発
戦略本部事務局

宇宙開発戦略本部
の所掌事務に関する事務

- ・宇宙基本計画の作成
- ・重要施策の企画・立案・総合調整

分担管理事務

内閣府 宇宙戦略室

- ・宇宙開発戦略本部に関する事務の一次的調整
- ・スペースデブリ対策や産業化・事業化につなげるための研究開発や官民連携に関する総合調整 等

- ・宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整(経費の見積り方針作成、宇宙政策委員会の庶務)
- ・宇宙開発利用の推進
- ・公共の用又は公用に供される人工衛星等の開発・運用
- ・その他宇宙開発利用に関する施策に関すること 等

内閣

宇宙開発戦略本部

内閣補助事務

内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 (法律に基づく組織)

宇宙開発戦略本部
の所掌事務に関する事務

- ・宇宙基本計画の案の作成
(本部が案を作り、閣議で決定する方式へと変更)
- ・重要施策の企画・立案・総合調整
(スペースデブリ対策や産業化・事業化につなげるための研究開発や官民連携に関する総合調整等)

分担管理事務

- ・宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整(経費の見積り方針作成、宇宙政策委員会の庶務)
- ・宇宙開発利用の推進
- ・公共の用又は公用に供される人工衛星等の開発・運用
- ・その他宇宙開発利用に関する施策に関すること 等

改正案	現行
<p>第二十四条 政府は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画（以下「宇宙基本計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 内閣総理大臣は、宇宙開発戦略本部の作成した宇宙基本計画の案について閣議の決定を求めるものとする。</p> <p>5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、宇宙基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>6 内閣総理大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>7 政府は、宇宙開発利用の進展の状況、宇宙開発利用に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、宇宙基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、第四項及び第五項の規定を準用する。</p> <p>8 (略)</p> <p>（所掌事務） 第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>第二十四条 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画（以下「宇宙基本計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（新設）</p> <p>4 宇宙開発戦略本部は、第一項の規定により宇宙基本計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>5 宇宙開発戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>6 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用の進展の状況、政府が宇宙開発利用に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、宇宙基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、第四項の規定を準用する。</p> <p>7 (略)</p> <p>（所掌事務） 第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

一 宇宙基本計画の案の作成及び実施の推進に関する
こと。

二 (略)

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要
があるとき、関係行政機関、地方公共団体
及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年
法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設
立された法人又は特別の法律により特別の設立行為を
もって設立された法人であつて、総務省設置法（平成
十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の
適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料
の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求める
ことができる。

2 (略)

(事務)

第三十二条 本部に関する事務は、内閣府において処理
する。

一 宇宙基本計画を作成し、及びその実施を推進する
こと。

二 (略)

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要
があるとき、関係行政機関、地方公共団体
及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年
法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設
立された法人又は特別の法律により特別の設立行為を
もって設立された法人であつて、総務省設置法（平成
十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用
を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提
出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めること
ができる。

2 (略)

(事務)

第三十二条 本部に関する事務は、内閣官房において処
理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。